

岩手県商工会連合会

会 長            高橋 富一 様

## 安定的な雇用の確保等に関する要請書

令和七年五月七日

岩手労働局長            白石 好春

岩手県知事            達増 拓也

盛岡市長            内館 茂

# 安定的な雇用の確保等に関する要請書

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、企業を取り巻く経営環境は、エネルギーや資材価格等の上昇の影響が続き、適正な価格転嫁が十分に進んでいない状況において、人材確保のための防衛的な賃上げを余儀なくされるほか、米国の相互関税措置により、世界経済全体の不確実性が大きく高まるなど、厳しい状況が続いております。そのような状況下、「いわてで働こう推進協議会」の会員団体・企業の皆様の御協力のもと、若者の県内就業や、産業集積の推進に官民一体となって取り組んでいるところであります。

今後、地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性が暮らしやすい・働きやすい「選ばれる岩手」の実現に向けた取組を皆様とともに一層推進していく必要があります。

また、生産性向上とともに労務費の価格転嫁等を通じて賃上げの原資を確保し、物価上昇に負けない賃上げを通じて経済の好循環を実現していくことが求められております。

このような状況を踏まえ、貴団体におかれましては、引き続き、次に掲げる項目について、会員団体・企業の御理解を促していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

## 一 賃金の引上げ

労務費への価格転嫁が円滑に行われることと併せ、デジタル技術の活用や多様な働き方の促進により生産性の向上を図りつつ、国の業務改善助成金や、中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金、岩手県物価高騰対策賃上げ支援金など県の支援策を活用し、環境整備や賃上げの実現に向けた検討をいただきたいこと。また、キャリアアップ助成金の活用などにより、年収の壁を意識せず働くことのできる環境整備を行うとともに、非正規雇用労働者の正社員転換や同一労働同一賃金の徹底をはじめとした待遇改善に努められたいこと。

## 一 安定的な雇用の確保、人への投資

エネルギーや資材価格の上昇等の影響を大きく受けている地域経済の回復や震災からの復興、人口減少対策にとって、雇用の維持・確保は極めて重要であるという認識のもと、安定的な雇用の確保に努めていただくとともに、経済と社会の原動力となる「人への投資」が重要であることから、時代のニーズに即したスキル習得に向け、人材開発支援助成金の活用などにより、能力開発機会の確保・充実等、労働者に対するリスクリングの推進に努められたいこと。

## 一 地元就業、U・Iターンの促進

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、企業の採用力向上のための勉強会等、県内就職の取組への参加をはじめ、インターンシップの積極的な実施、早期の求人票の提出やオンラインの活用などによる新規学卒者に対する会社側からの十分な説明機会の確保、適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。

## 一 若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の構築

### (一) 働き方改革に向けた取組の推進

仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持、発展にも資するという認識のもと、各職場において、長時間労働の是正や労働基準関係法令等に定める休暇制度の周知、休暇の取得促進、不妊治療等と仕事の両立支援の取組促進、福利厚生の実充など、労働環境の改善に向けた積極的な取組に努められたいこと。

### (二) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保

女性が、自らの意思によって職業生活を営み、その個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとの認識のもと、豊かで活力のある社会の実現に向け、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消に取り組むとともに、性別によらない採用・登用、共働き・共育てを可能にするライフスタイルに応じた柔軟な働き方の導入など、雇用環境の整備に努められたいこと。

## 一 多様な人材の雇用の場の確保

若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等働く意欲のある全ての方が、その能力を生かして希望する仕事に就き、地域において自立して生活していける社会を実現するという認識のもと、多様な人材の雇用の場の確保と労働環境の整備に努められたいこと。また、就職氷河期世代の安定就労の実現に向けては、令和7年度から「当該世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代」まで国が支援対象を拡大したことを踏まえ、貴団体においても積極的な安定就労の取組に努められたいこと。

加えて、令和8年7月から障がい者の法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、障がい者の能力に応じた業務の選定、短時間勤務・在宅勤務等の普及をはじめ、障がい者雇用の理解を一層促進し、多様な雇用の場の確保に努められたいこと。

以上